令和8年度上越市固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)及び 市民税・県民税・森林環境税納税通知書送付用封筒広告掲載募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、上越市有料広告掲載に関する要綱(平成18年上越市要綱第6号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、令和8年度上越市固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)及び市民税・県民税・森林環境税納税通知書送付用封筒広告掲載の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載媒体等)

第2条 広告を掲載する媒体、作成枚数、広告掲載枠の規格、募集枠数、広告の掲載期間、 広告の掲載方法及び最低販売価格は、次の表に定めるとおりとする。

広告を掲載する 媒 体	固定資産税・都市計画税 軽自動車税(種別割) 市民税・県民税・森林環境税
	(長形3号、角形2号)
	固定資産税・都市計画税 87,500枚
	軽自動車税(種別割) 66,000枚
作 成 枚 数	市民税・県民税・森林環境税 42,000枚
	合 計 195,500枚
	(長形3号:195,000枚、角形2号:500枚)
広告掲載枠(以下	大きさ:縦6cm×横7cm
「広告枠」という。)	印刷色:長形3号 1色(ライトブルー系)
の規格	角形 2 号 1 色 (緑系)
募集広告枠数	2枠
広告の掲載期間	令和8年4月から約13か月
ガロッ7掲載粉III	(事務の都合により掲載期間が前後する場合がある。)
広告の掲載方法	見積額の高い順から広告枠の売買による。
最低販売価格	1枠につき 48,000円

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和7年9月25日(木)から令和7年10月15日(水)まで(同日までに必着とする。)とする。

(対象者の要件)

- 第4条 要綱第4条第4号のその他別に定める要件は、次に定める個人及び法人(法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者)が、主に住所を置く市町村の市町村税を前年度分まで完納していることとする。
 - (1) 上越市内に事業所又は営業所を持たない法人
 - (2) 上越市内に住所を持たない法人以外の団体の代表者又は当該人

(広告枠購入資格審査等)

- 第5条 広告枠を購入し、媒体に広告を掲載しようとする人及び団体は、要綱及び上越市有料広告掲載に関する要綱第4条及び第5条に係る判断基準等を確認の上、納税通知書送付用封筒広告掲載枠購入資格審査申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告の版下を添えて、市長に申し込まなければならない。
- 2 前項の納税通知書送付用封筒広告掲載枠購入資格審査申込書(第1号様式)等の提出先は、税務課、南出張所、北出張所又は各総合事務所(市民生活・福祉グループ)のいずれかとする。
- 3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、要綱第7条の規定による審査を経て、 広告枠の購入資格の有無を確認し、上越市固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

認定

及び市民税・県民税・森林環境税納税通知書送付用封筒広告掲載枠購入資格 通知 不認定

書(第2号様式)により通知するものとする。

(広告枠の購入者の決定等)

第6条 市長は、前条第3項の規定により広告枠の購入資格を認定した人及び団体(以下「有資格者」という。)のうちから、上越市財務規則(昭和46年上越市規則第35号。以下「規則」という。)に規定する見積もり合わせの方法により広告枠の購入者(以下「購入者」という。)を決定するものとする。ただし、有資格者の数が募集広告枠以下のときは、規則に規定する随意契約の方法により購入者を決定するものとする。

(契約の締結等)

- 第7条 市長は、前条の規定により決定した購入者と広告枠の売買契約を締結するものと する。
- 2 購入者は、前項の売買契約締結後、市長が指定する日までに掲載する広告の原稿データ を提出し、及び広告枠の購入代金を納付しなければならない。

(問合せ先)

7 9 4 3 - 8 6 0 1

上越市木田1丁目1番3号

上越市役所 税務課 税制·法人市民税係

電 話 025-520-5649

FAX 025-526-6114

E-mail: zeimu@city.joetsu.lg.jp